

## 和歌山県福祉のまちづくり条例設計マニュアル改訂内容

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則（以下、「規則」という。）のオストメイトのためのトイレ設備設置義務付け対象施設の拡大にかかる一部改正（平成26年1月1日施行）等に伴い、関連部分を次のとおり改訂しました。

### P 5（対象とする施設）

上から16行目

「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重度心身障害児施設」を

「障害児入所施設及び児童発達支援センター」に改訂

【平成24年2月28日公布（平成24年4月1日施行）の一部改正規則に基づく】

### P 4 2（建築物）

下から4行目

「・車いす使用者が利用できる便房は、健常者も利用できることを表示することが望ましい。」の次に

「・広い便房空間を必要とする車いす使用者は、車いす使用者用便房しか使用できないので、健常者が車いす使用者用便房を長時間使用することがないように、便房出入口に注意を喚起する表示を行うことが望ましい。」を追加改訂

【車いす使用者用トイレの利用集中を回避し、車いす使用者が必要な時にトイレを使用できるようにするため】

### P 4 4（建築物）

上から22行目

「身体障害者更生援護施設等」を

「身体障害者社会参加支援施設等」に改訂

### P 4 5（建築物）

車いす使用者も利用可能な便房の表示例（図面）の

「どなたでもご自由にお使いください」を

「この便房を必要としている方がいますので、一般用便房を利用できる方が、この便房を長時間利用することは控えましょう。」に改訂

【車いす使用者用トイレの利用集中を回避し、車いす使用者が必要な時にトイレを使用できるようにするため】

### P 4 6（建築物）

上から2行目

「(6)オストメイト対応設備」を

「(6)オストメイト用設備」に改訂

上から2行目

「● 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び遊技場等で用途面積が2,000平方メートル以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が2,000平方メートル以上のものに便所を設ける場合又は50平方メートル以上の公衆用便所を新築等する場合においては、次に定める基準に適合するオストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。）のための設備を備えた便房を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。

ア フラッシュバブル式汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設けること。  
イ 便所の出入口の付近には、その旨を見やすい方法で表示すること。」を

「● 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを保有している者をいう。以下同じ。）のための設備を備えた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。

ただし、その施設(公衆便所を除く。)の用途面積が200平方メートル未満である場合は、アに規定する便房を簡易型の洗浄装置を備えた便房とすることができる。

ア フラッシュバブル式汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。  
イ オストメイトのための設備を備えた便房を設置した旨を便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。

○ 簡易型の洗浄装置とした場合も空間的な制約等により設置が困難な場合を除き、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設けること。

○ 簡易型の場合も給湯設備を設けること。

※ 簡易型の洗浄装置を使用する場合は、床にひざをついて使うことになるので配慮が必要。(椅子の用意等)」に改訂

P 4 7 (建築物)

上から1行目

「オストメイト対応設備を設置した便房の例」を

「オストメイト用設備を備えた便房の例」に一部改訂し、図面を一部削除

新たに

「オストメイト用簡易型の洗浄装置を備えた便房の例」及びその図面を追加改訂

#### P 9 3 (公共交通機関の施設)

下から14行目

「(6)オストメイト対応設備」を

「(6)オストメイト用設備」に改訂

下から14行目

「● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第6号に規定する特定旅客施設に該当する公共交通機関の施設に便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイトのための設備を備えた便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

ア フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が設けられていること。

イ 便所の出入口の付近には、その旨を見やすい方法で表示すること。」を

「● 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイトのための設備を備えた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。

ア フラッシュバブル式汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。

イ オストメイトのための設備を備えた便房を設置した旨を便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。」に改訂

#### P 1 1 4 (公園)

上から3行目

「整備基準」を

「整備基準」に改訂

上から6行目

「● 便所は、「建築物」の5「便所」の(1)から(5)に定める整備基準に準じたものとする。」を

「● 便所は、「建築物」の5「便所」の（1）から（5）及び「公共交通機関の施設」の5「便所」の（6）に定める整備基準に準じたものとする。」に改訂

上から10行目

「○ 公園に便所を設置する場合は、原則としてすべての箇所において車いす使用者が、利用できる便房を設ける。」を

「○ 公園に便所を設置する場合は、原則としてすべての箇所において車いす使用者及びオストメイトが、利用できる便房を設ける。」に改訂

上から10行目

「便所を設ける場合は車いす使用者用便所を設置すること、」を

「便所を設ける場合は車いす使用者用便房を設置するとともに、オストメイト用設備を備えた便房を設置すること、」に改訂

下から16行目

「・オストメイト対応設備が法の基準適合義務」を

「・オストメイト用設備が法の基準適合義務」に改訂

下から12行目

「整備基準」を

「整備基準」に改訂

P129～P178（規則）

平成21年3月31日公布（平成21年7月1日施行）の規則を

平成25年10月8日公布（平成26年1月1日施行）の規則に改訂

P188（和歌山県福祉のまちづくり推進検討委員会委員）

和歌山県福祉のまちづくり推進検討委員会委員名簿を

「和歌山県福祉のまちづくり推進検討委員会委員は、学識経験を有する者、福祉関係団体の代表者、福祉のまちづくりに関する事業に従事する者で構成されます。（定数15人以内 任期1年以内）」に改訂

【平成25年4月2日公布（同日施行）の「知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則」に基づく】